



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年8月5日金曜日 第2290号

◇ 目次 ◇

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則.....	657
愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則.....	658
告 示	
救急病院の協力申出.....	665
指定自立支援医療機関の指定.....	665
解除予定保安林.....	665

道路の区域変更（県道西条久万線外）.....	665
訓 令	
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	666
愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	670
雑 報	
環境影響評価方法書について（2件）.....	671

規 則

○愛媛県規則第33号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年8月5日

愛媛県知事 中村時広

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和28年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（通行の制限又は遮断に関する報告）</p> <p>第8条 市町長は、法第15条の規定による通行の制限又は遮断をしようとするときは、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「政令」という。）第5条第1項の規定により、次に掲げる事項を所轄の家畜保健衛生所長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>（と殺処分又は病性鑑定のための処分）</p> <p>第10条 家畜防疫員は、法第17条第2項若しくは第17条の2第6項に規定する殺処分又は法第20条第1項に規定する病性鑑定のための処分を行う必要があると認めるときは、<u>直ちに</u>、その旨を知事に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 家畜防疫員は、法第17条第1項若しくは第17条の2第5項の殺処分の命令又は法第18条の届出に係る<u>家畜につき</u>、殺す場所及び方法を指示し、と殺に<u>立ち合わなければならない</u>。</p> <p>4 省略</p> <p>（家畜保健衛生所長に対する事務委任）</p> <p>第18条 次に掲げる知事の権限は、家畜保健衛生所長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>法第12条の4第1項の規定による家畜の頭羽数及び衛生管理の状況に関する報告を受理すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>法第13条の2第1項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出を受理すること。</u></p> <p>(10) <u>法第15条の規定により通行を制限し、又は遮断すること並び</u></p>	<p>（通行の制限又は遮断に関する報告）</p> <p>第8条 市町長は、法第15条の規定による通行の制限又は遮断をしようとするときは、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第2条第1項_____の規定により、次に掲げる事項を所轄の家畜保健衛生所長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>（と殺処分又は病性鑑定のための処分）</p> <p>第10条 家畜防疫員は、法第17条_____に規定する殺処分又は法第20条第1項に規定する病性鑑定のための処分を行う必要があると認めるときは<u>直ちに</u>、その旨を知事に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 家畜防疫員は、法第17条_____の殺処分の命令又は法第18条の届出に<u>かゝる</u>家畜につき、殺す場所及び方法を指示し、と殺に<u>立ち合わなければならない</u>。</p> <p>4 省略</p> <p>（家畜保健衛生所長に対する事務委任）</p> <p>第18条 次に掲げる知事の権限は、家畜保健衛生所長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 法第15条の規定により通行を制限し、又は遮断すること_____</p>

に政令第5条第1項の規定により警察署長に通報し、及び同条第2項の規定により施設管理者と協議すること。

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 法第26条第1項の規定により消毒すべき旨を命ずること。
- (14) 法第26条第3項の規定により消毒させること。
- (15) 法第26条第5項の規定により消毒をする設備を設置させること。
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 法第52条第1項及び省令第58条の規定により報告請求書を交付すること。

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(その1) 殺処分命令書

省略	年 月 日	の患畜(疑似患畜・指定家畜)と決定したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第17条第1項(第17条の2第5項)の規定によりこの命令書の受領の日から 日以内に殺すことを命ずる。
省略		
患畜、疑似患畜又は指定家畜の区分		
省略		

注 省略

様式第5号(その2) 剖検命令書 省略

_____。

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 法第52条 _____ 及び省令第58条の規定により報告請求書を交付すること。

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(その1) 殺処分命令書

省略	年 月 日	の患畜(疑似患畜 _____)と決定したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第17条 _____ の規定によりこの命令書の受領の日から 日以内に殺すことを命ずる。
省略		
患畜又は疑似患畜 _____ の区分		
省略		

注 省略

様式第5号(その2) 剖検命令書 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条第13号の改正規定、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号を第16号とし、第10号を第12号とし、同号の次に3号を加える改正規定(同条第15号に係る部分に限る。)、同条中第7号を第8号とし、同号の次に1号を加える改正規定(同号の次に1号を加える部分に限る。)及び同条第6号の次に1号を加える改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

○愛媛県規則第34号

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県営住宅管理条例施行規則(昭和35年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(請書)の様式)	(請書等の様式)
第4条 条例第8条第1項第1号に規定する請書は、別記第3号様式 _____ によらなければならない。	第4条 条例第8条第1項第1号に規定する請書は、別記第3号様式によるものとし、同条同項第2号の規定により敷金を納付するときは、別記第4号様式による納付書によらなければならない。
(連帯保証人の変更等の手続)	(連帯保証人の変更等の手続)
第6条 条例第8条第1項第1号に規定する請書(連帯保証人が連署したものに限る。以下「請書」という。)を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する _____ ときは、改めて請書を知事に提出しなければならない。	第6条 条例第8条第1項第1号に規定する請書(連帯保証人が連署したものに限る _____)を提出した者は、その連帯保証人の住所及び氏名に異動を生じたとき、又は保証人を変更したときは、改めて請書を知事に提出しなければならない。
(1) 連帯保証人が弁済をする資力を欠いたとき。	

(2) 連帯保証人が後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 連帯保証人が死亡したとき。

(4) 連帯保証人を変更しようとするとき。

2 請書を提出した者は、当該請書に記載した連帯保証人に関する事項に変更があつたときは、別記第4号様式による連帯保証人請書記載事項変更届出書を知事に提出しなければならない。

第7条 削除

(準用)

第12条の5 第2条から第4条まで、第6条_____及び第9条から第12条までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条及び第6条第1項中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と_____

_____、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第3項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

(管理人)

第13条 知事は、県営住宅監理員の補助者として入居者のうちから県営住宅の管理人を委嘱する。ただし、条例第25条の2第1項に規定する指定管理者が管理する県営住宅について、知事が管理人を委嘱する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理人は、常に県営住宅監理員の指揮監督を受けて、指定された区域内の管理事務のうち、主として_____修繕すべき箇所の報告その他入居者との連絡に当たるものとする。

3 省略

(書類の経由)

第15条 入居者が条例又はこの規則により知事に提出する書類は、第13条第1項ただし書の規定により管理人を委嘱しない場合を除き、管理人を経由しなければならない。

第6号様式(第10条関係) 県営住宅滅失(毀損)届出書

県営住宅滅失(毀損)届出書

省略

省略

(許可証の掲示)

第7条 入居者は、県営住宅入居許可証を、屋内の見易い箇所に掲示しておかなければならない。

(準用)

第12条の5 第2条から第4条まで、第6条、第7条及び第9条から第12条までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条_____中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、「同条同項第2号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第2号」と、第6条中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第3項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

(管理人)

第13条 知事は、県営住宅監理員の補助者として入居者のうちから県営住宅の管理人を委嘱する。

2 管理人は、常に県営住宅監理員の指揮監督を受けて、指定された区域内の管理事務のうち、主として家賃の督促、修繕すべき箇所の報告その他入居者との連絡に当るものとする。

3 省略

(書類の経由)

第15条 入居者が条例又はこの規則により知事に提出する書類は_____、管理人を経由しなければならない。

第6号様式(第10条関係)

県営住宅滅失(き損)届出書

省略

省略

滅失（毀損）箇所の略図	滅失（毀損）の程度及び理由 （入居者の責に帰すべき ものか否か明確に記入 すること。）
省略	

注 省略

第8号様式（第11条関係） 県営住宅用途一部変更（模様替、増築）承認申請書

省略

省略

注 省略

第9号様式（第11条関係） 工事完成届出書

省略

1～4 省略

第9号の2様式（第11条の2関係） 県営住宅同居承認申請書

省略

注 省略

第9号の3様式（第11条の2関係） 県営住宅入居承継承認申請書

省略

注 省略

第10号様式（第12条関係） 県営住宅退去届出書

省略

1～3 省略

注 省略

滅失（き損）箇所の略図	滅失（き損）の程度、理由 （入居者の責に帰すべき ものか否か明確に記入 すること。）
省略	
管理人の意見	管理人氏名 ㊟

注 省略

第8号様式（第11条関係）

省略

省略

管理人の意見	管理人氏名 ㊟
--------	---------

注 省略

第9号様式（第11条関係）

省略

1～4 省略

5 管理人の意見 管理人氏名 ㊟

第9号の2様式（第11条の2関係）

省略

管理人の意見	管理人氏名 ㊟
--------	---------

注 省略

第9号の3様式（第11条の2関係）

省略

管理人の意見	管理人氏名 ㊟
--------	---------

注 省略

第10号様式（第12条関係）

省略

1～3 省略

4 管理人の意見 管理人氏名 ㊟

注 省略

第2条 愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める

第1号様式(第2条関係) 県営住宅入居申込書

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 〒

ふりがな

申込者 氏 名

印

電話番号

(区分 自宅・勤務先・携帯電話)

希 望 事 項					
住宅区分	一般県営住宅・特定公共賃貸住宅	受 付			
地区別					
団地名		申 込 区 分			
構造					
間取り					
階数					
入居しようとする親族	申込者との続柄	ふりがな氏名	生年月日及び年齢	職業及び勤務事業所名	備考
	本人		年 月 日(歳)		
			年 月 日(歳)		
			年 月 日(歳)		
			年 月 日(歳)		
			年 月 日(歳)		
	合計	人	入居する親族以外の扶養親族名	(歳)	(歳)
住宅を必要とする理由				審 査	
				実態調査	
				判 定	

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 印の欄は、記入しないこと。

3 申込者の電話番号の区分及び住宅区分の欄は、該当するものを で囲むこと。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式(第4条関係) 愛媛県営住宅使用請書

愛 媛 県 県 営 住 宅 使 用 請 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 〒
 使 用 者 ふりがな
 氏 名 (印)
 住 所 〒
 ふりがな
 氏 名 (印)
 連帯保証人 生年月日 年 月 日 使用者との関係
 電話番号
 職 業 勤務事業所名
 住 所 〒
 ふりがな
 氏 名 (印)
 連帯保証人 生年月日 年 月 日 使用者との関係
 電話番号
 職 業 勤務事業所名

使用者は、下記県営住宅に入居するに当たり、次に掲げる事項を始めとする公営住宅に関する法令、愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)及び愛媛県県営住宅管理条例施行規則(昭和35年愛媛県規則第19号)並びにこれらの規定に基づく管理上の指示を遵守します。

- (1) 家賃は、毎月末日までにその月分を納付し、滞納することがないようにすること。
- (2) 県営住宅又は共同施設は、その使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において、維持すること。
- (3) 自己の責めに帰すべき事由によつて県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償すること。
- (4) 周辺の生活環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為は、しないこと。

連帯保証人は、使用者と連帯して家賃その他の下記県営住宅の使用に係る債務を負担し、万一使用者が当該債務を履行しない場合は、直ちに使用者に代わり履行します。

記

県営住宅の所在地	県営住宅の名称等	団地 第 号
県営住宅の構造	延べ面積	平方メートル
家賃 1 箇月	円	

注 連帯保証人を要しない場合は、不要の文字を抹消すること。

第4号様式(第6条関係) 連帯保証人請書記載事項変更届出書

連 帯 保 証 人 請 書 記 載 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

愛媛県知事 様

団地 第 号

入居者

氏名

印

変更があつた連帯保証人の氏名		
変 更 が あ つ た 事 項	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 記名押印に代えて署名することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県営住宅管理条例施行規則第1号様式、第3号様式、第8号様式、第9号の2様式及び第9号の3様式の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県営住宅管理条例施行規則第1号様式、第3号様式、第8号様式、第9号の2様式及び第9号の3様式の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第971号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年 8月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	宇和島市	平成26年7月31日まで

○愛媛県告示第972号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成23年 8月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
Dr.盛次診療所	伊予郡松前町大字筒井1540番地	医療法人きらり	精神通院医療	平成23年6月1日
奥島病院	松山市道後二丁目2番1号	医療法人団仲会	精神通院医療	平成23年6月1日
あい薬局椿店	松山市古川北三丁目3番24号	有限会社あい薬局	精神通院医療（薬局）	平成23年4月1日
すみの薬局	新居浜市中筋町2丁目1番3号	株式会社Y'sグローイング	精神通院医療（薬局）	平成23年5月1日
あおば薬局	伊予市下吾川字馬塚944-3	有限会社あおぞら薬局	精神通院医療（薬局）	平成23年5月26日
おぐに薬局宮下店	今治市宮下町1丁目1-21	株式会社おぐに	精神通院医療（薬局）	平成23年7月1日
さくら薬局いしづち店	西条市小松町新屋敷甲284-2	有限会社蝶野	精神通院医療（薬局）	平成23年7月1日
オー・エム薬局	松山市桑原四丁目13番4号	有限会社アネシス	精神通院医療（薬局）	平成23年7月1日

○愛媛県告示第973号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 8月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所

四国中央市具定町字日之尾山乙64の35、寒川町字寒川山乙254の59

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町七島1778番3から 同町七島1498番1地先まで	旧	メートル 4.5~27.0 11.0~37.6	キロメートル 0.499 0.300	
			新	11.0~37.6	0.300	

"	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4558番 3 から 同町日野浦4560番 2 まで	旧	5 5 ~ 32 0 23 5 ~ 36 5	0.195 0.128	
			新	23 5 ~ 36 5	0.128	

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 8月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
別表第7（第4条関係）					別表第7（第4条関係）								
知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項								
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	部 長	専 決 者 局 長 課 長				知 事	部 長	専 決 者 局 長 課 長		
畜 産 課	1 ~ 20 省略					畜 産 課	1 ~ 20 省略						
	21 家 畜伝 染病 予防 法の 施行 に関 する 事務	1 市町長に対する協力の要請 (第3条の2第3項)		—			21 家 畜伝 染病 予防 法の 施行 に関 する 事務	1 家畜の伝染性疾病の発生予 防に関すること。					
		2 特定家畜伝染病防疫指針の 作成等に係る農林水産大臣へ の意見の具申(第3条の2第 7項)			—								
		3 家畜の伝染性疾病の発生予 防に関すること。											
		(1) 届出伝染病についての届 出に係る市町長への通報及 び農林水産大臣への報告 (第4条第4項)								(1) 新疾病検査を受けるべき 旨の命令(第4条の2第5 項)			
		(2) 新疾病の発生に係る農林 水産大臣への報告、市町長 への通報及び検査を受ける べき旨の命令(第4条の2 第4項、第5項)							—				
		(3) 省略								(2) 省略			
		(4) 家畜以外の動物について の検査の実施(第5条第3 項)							—				
(5) 検査結果の農林水産大臣 への報告(第5条第4項)				—									
(6) 監視伝染病の発生予防の ための助言及び指導(第5 条第6項)					(3) 監視伝染病の発生予防の ための助言及び指導(第5 条第5項)								

(7) 監視伝染病の発生予防のために必要な措置の要請 (第5条第7項)			
(8) 注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨の命令 (第6条第1項)			
(9) 省略			
(10) 消毒の実施等 (第10条第1項、第2項)			—
(11) 通行の制限又は遮断 (第10条第3項)			—
(12) 省略			
(13) 飼養衛生管理基準の設定等に係る農林水産大臣への意見の具申 (第12条の3第4項)		—	
(14) 定期報告に係る市町長への通知 (第12条の4第2項)			—
(15) 家畜の飼養に係る衛生管理についての指導及び助言 (第12条の5)			—
(16) 家畜の飼養に係る衛生管理の方法の改善の勧告及び命令 (第12条の6)			
(17) 通行の制限又は遮断に係る警察署長等への協議 (家畜伝染病予防法施行令 (以下この部において「政令」という。) 第3条第1項)			—
(18) 通行の制限又は遮断に係る市町長からの報告の受理 (政令第3条第1項)			—
4 家畜伝染病のまん延防止に関すること。			
(1) 患畜等の届出に係る公示、市町長等への通報及び農林水産大臣への報告 (第13条第4項)			
(2) 農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出に係る報告等 (第13条の2第4項)			—
(3) 検体の提出 (第13条の2第6項)			—
(4) 農林水産大臣からの通知の受理及び家畜の所有者への通知 (第13条の2第5項、第7項)			—

(4) 監視伝染病の発生予防のために必要な措置の要請 (第5条第6項)			
(5) 注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨の命令 (第6条_____)			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 家畜の飼養に係る衛生管理の方法の改善の勧告及び命令 (第12条の4)			
2 家畜伝染病のまん延防止に関すること。			
(1) 通行の制限又は遮断の決定 (第15条)			

(5) 農林水産大臣からの通知の受理並びに公示及び通報 (第13条の2第5項、第8項)				—
(6) 殺処分命令 (第17条第1項、第17条の2第5項)				
(7) 殺処分 (第17条第2項、第17条の2第6項)	—			
(8) 指定地域及び指定家畜の指定並びに指定地域の解除に係る農林水産大臣への意見の具申 (第17条の2第3項、第8項)			—	
(9) 病性鑑定のための剖検及び殺処分 (第20条第1項)				
(10) 農林水産大臣等に対する協力の要請 (第21条第7項)	—			
(11) 消毒設備の設置 (第28条の2第2項、第3項)				—
(12) 省略				
(13) 家畜等の移動の制限 (第32条第1項)				
(14) 家畜集合施設の事業の停止 (第33条)				
(15) 省略				
(16) 省略				
5 その他の事項に関すること。				
(1) 家畜防疫員の派遣の要請 (第48条の2第1項、第4項)				
(2) 家畜の伝染性疾病予防のための報告の徴収 (報告請求書の交付によるものを除く。) (第52条第1項、省令第58条ただし書)				
(3) 動物等の評価額の決定についての意見の具申 (第58条第4項、政令第10条第2項)				
(4) 評価人の選定 (第58条第5項、政令第10条第3項)				—
(5) 評価人の意見聴取 (第58条第5項、政令第10条第3項)				—
22～29 省略				

(2) 殺処分命令 (第17条 _____)				
(3) 病性鑑定のための剖検及び殺処分 (第20条 _____)				
(4) 省略				
(5) 家畜等の移動の制限 (第32条 _____)				
(6) 家畜集合施設の開催等の制限 (第33条)				
(7) 省略				
(8) 省略				
3 その他の事項に関すること。				
(1) 家畜防疫員の派遣の要請 (第48条の2 _____)				
(2) 家畜の伝染性疾病予防のための報告の徴収 (報告請求書の交付によるものを除く。) (第52条 _____、省令第58条ただし書)				
(3) 動物等の評価額の決定についての意見の具申 (第58条 _____)				
22～29 省略				

30 口 蹄疫 対策 特別 措置 法の 施行 に関 する 事務				
	1 家畜 _____ の死体の 焼却又は埋却の支援に関する こと。			
	(1) 支援を行う必要がある地 域の指定の申請（ _____ _____ 第5条第5項）			
	(2) 支援を行う必要がある地 域の指定に係る農林水産大 臣への意見の具申（第5条 第6項 _____）			

30 口 蹄疫 対策 特別 措置 法の 施行 に関 する 事務	1 車両等の消毒に関するこ と。			
	(1) 消毒のための設備の設置 （第4条第1項、第3項、 第4項）			—
	(2) 消毒の実施（第4条第2 項）			—
	(3) 消毒の義務を課す必要が ある地域の指定の申請（第 4条第5項）	—		
	(4) 消毒の義務を課す必要が ある地域の指定に係る農林 水産大臣への意見の具申 （第4条第6項）		—	
	2 患畜又は疑似患畜の死体の 焼却又は埋却の支援に関する こと。			
	(1) 支援を行う必要がある地 域の指定の申請（第4条第 5項、第5条第5項）			
	(2) 支援を行う必要がある地 域の指定に係る農林水産大 臣への意見の具申（第4条 第6項、第5条第5項）			
	3 患畜等以外の家畜の殺処分 等に関すること。			
	(1) 殺処分を行う必要がある 地域の指定の申請（第4条 第5項、第6条第14項）	—		
(2) 殺処分を行う必要がある 地域の指定に係る農林水産 大臣への意見の具申（第4 条第6項、第6条第14項）		—		
(3) 患畜等以外の家畜の指定 （第6条第1項）	—			
(4) 勧告（第6条第1項、第 3項）	—			
(5) 殺処分（第6条第2項、 第3項、口蹄疫対策特別措 置法施行規則第5条）	—			
(6) 勧告又は殺処分の理由等 を記載した書面の交付（第 6条第4項）			—	
(7) 勧告に係る損失の補てん 等（第6条第9項、第10 項、第12項、口蹄疫対策特 別措置法施行令（以下この 部において「政令」とい う。）第2条）			—	

						(8) 評価人の選定（政令第1条第2項）				—
						(9) 評価人の意見聴取（政令第1条第2項）				—
						(10) 補てん金又は補償金の供託（政令第1条第4項）				—
						4 省略				
						2 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第7 畜産課の表21の部3の項(2)事項の欄の改正規定、同部2の項中(1)の次に次のように加える改正規定、同部1の項(8)同欄の改正規定及び同項中(7)を(12)とし、(12)の次に次のように加える改正規定（同項中(7)を(12)とする部分を除く。）は、平成23年10月1日から施行する。

○愛媛県訓令第16号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第5（第4条関係） 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項					別表第5（第4条関係） 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 課 長 長				局 長	専決者 部 課 長 長	
管 理 課	1～36 省略				管 理 課	1～36 省略				
	37 愛媛 県営 住宅管 理条例 施行規 則の施 行に関 する事 務	1 省略				37 愛媛 県営 住宅管 理条例 施行規 則の施 行に関 する事 務	1 省略			
		2 請書の受理（第6条第1項、 第12条の5）					2 請書の受理（第6条____、 第12条の5）			
		3 請書の変更の届出の受理（第 6条第2項、第12条の5）					3 省略			
		4 省略					4 省略			
		5 省略					5 省略			
		6 省略					6 省略			
		7 省略					7 省略			
		8 省略					8 省略			
		9 省略					9 省略			
		10 省略					10 省略			
	11 省略					11 省略				
38 省略				38 省略						
備考 省略					備考 省略					
別表第7（第4条関係） 土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第7（第4条関係） 土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			所長	専決 者
				課長
用 地 管 理 課	1～39 省略			
	40 愛媛 県営 住宅管 理条例 施行規 則の施 行に関 する事 務	1 省略		
		2 請書の受理（第6条第1項、 第12条の5）		
		3 請書の変更の届出の受理（第 6条第2項、第12条の5）		—
		4 省略		
		5 滅失又は毀損の報告の受理 （第10条、第12条の5）		
		6 省略		
		7 省略		
		8 省略		
		9 省略		
		10 省略		
		11 省略		
41～51 省略				

備考 省略

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			所長	専決 者
				課長
用 地 管 理 課	1～39 省略			
	40 愛媛 県営 住宅管 理条例 施行規 則の施 行に関 する事 務	1 省略		
		2 請書の受理（第6条____、 第12条の5）		
		3 省略		
		4 滅失又は毀損の報告の受理 （第10条、第12条の5）		
		5 省略		
		6 省略		
		7 省略		
		8 省略		
		9 省略		
		10 省略		
		41～51 省略		

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価方法書を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成23年 8月 5日

今治市長 菅 良 二

- 1 都市計画決定権者の名称
今治市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 今治市新ごみ処理施設整備事業
 - (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
 - (3) 規模 ア 可燃ごみ処理施設
1日当たりの処理能力 182トン
イ 不燃・粗大・資源ごみ処理施設

1日当たりの処理能力 31トン

- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
今治市町谷地内他
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
今治市
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 今治市役所、今治クリーンセンター、愛媛県庁
 - (2) 縦覧期間 平成23年 8月 5日から 9月 5日まで
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見に記載すべき事項
 - (1) 提出期限 平成23年 9月20日まで
 - (2) 提出先 〒794 8511 今治市別宮町一丁目 4番地 1
今治市環境衛生部環境政策課
 - (3) 意見書に記載すべき事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された都市計画対象事業の名称
 - ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

○公 告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27条）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価方法書を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成23年 8 月 5 日

宇和島市長 石 橋 寛 久

- 1 都市計画決定権者の名称
宇和島市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 宇和島地区広域熱回収施設等整備事業
 - (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
 - (3) 規模 1日当りの処理能力 120トン
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
宇和島市祝森字一里塚甲3799番 外
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
宇和島市
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 宇和島市役所、宇和島地区広域事務組合、愛媛県庁
 - (2) 縦覧期間 平成23年 8 月 5 日から平成23年 9 月 5 日まで
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
 - (1) 提出期限 平成23年 9 月20日まで
 - (2) 提出先
〒798 8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市市民環境部環境課 又は
〒798 8601 宇和島市曙町1番地
宇和島地区広域事務組合事務局廃棄物対策室
 - (3) 意見書に記載すべき事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の名前及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された都市計画対象事業の名称
 - ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）